

- 議案第 39 号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案  
○議案第 40 号 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

それでは、議案第 39 号及び議案第 40 号について一括して御報告申し上げます。

本 2 議案は、国において、子ども・子育て関連 3 法が公布され、新たな子ども・子育て制度が平成 27 年 4 月から本格実施となることから、本市においても当該新制度を実施しようとするものであります。

議案第 39 号は、市の権限のもと特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の認定を行うにあたって、適正な質の確保を図ることから、その運営に関する基準を定めるため、また、議案第 40 号は、市の認可事業として新たに位置付けられる家庭的保育事業等において保育の適正な質の確保を図ることから、その設備及び運営に関する基準を定めるため、それぞれ条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、現時点で国の予算が決定されておらず、市として利用者負担の詳細を現在確定できないのは一定やむをえないところである。しかしながら、今後とも国の動向を注視しつつ、できるだけ早い段階で利用者負担を確定し、当該新制度の移行に伴い、保護者や事業者に新たな負担とならないよう一定配慮されたいこと。

また、保育の量の拡充・質の確保や保育サービスの充実などを通じて、待機児童の解消に向けた子ども・子育ての環境が整備されるよう努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。